

子ども・子育て支援新制度に関する事業者説明会（第1回）

対象：認定こども園（移行予定園を含む）

平成26年9月12日（金）

午後6時～午後7時30分

会場：かながわようちえん会館

〈次第〉

- 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 新制度移行初年度の在園児の取扱いについて
 - (2) 平成27年度の保育時間の調査について
 - (3) 質疑応答
 - 3 閉会
-

〔配付資料〕

- | | |
|-----|----------------------|
| 資料1 | 新制度移行初年度の在園児の取扱いについて |
| 資料2 | 平成27年度の保育時間の調査について |

認定こども園における、新制度移行初年度の在園児の取り扱いについて

1 概要

幼稚園または幼保連携型認定こども園（幼稚園部分）の在園児が新制度移行をまたいで継続利用する場合、横浜市私立幼稚園預かり保育事業を御利用いただいている保護者の方のうち、認定こども園の保育所部分への入所を希望される場合は、継続して利用ができるよう特例を設けます。

2 対応

【幼保連携型認定こども園から幼保連携型認定こども園へ移行】※H27.4 限り

	対応
○幼保連携型認定こども園の幼稚園部分の在園児のうち預かり保育利用者が、新制度移行に伴い2号認定子どもとして継続利用を申請した場合	2号定員枠で継続利用
○預かり保育（0～2歳特例保育）の利用者が、新制度移行に伴い2・3号認定子どもとして継続利用を申請した場合	2・3号定員枠で継続利用

【幼稚園から認定こども園へ移行した初年度】

	対応
○新制度移行前年時点の在園児のうち、預かり保育利用者が、移行に伴い2号認定子どもとして継続利用を申請した場合	2号定員枠で継続利用

(理由)・新制度移行前に1号・2号の認定はないため、在園児の継続利用として平等に取り扱います

・特例保育利用者も、継続して保育を提供しているため在園児と同等の扱いとします

※預かり保育（特例保育）は、H27以降に新たな受け入れを行わないよう調整する方向で検討中

3 利用条件等

(1) 入所枠確保

・希望者全員を卒園まで受け入れることができる入所枠を確保すること

(2) 基準日・条件

・移行前年の9月30日に保育所入所要件を満たす預かり保育利用者
 ・基準日から翌年3月31日まで継続して在園かつ預かり保育を利用し、4月以降も在園の予定である（他園との併願や転園は希望しない）

※基準日以降の預かり保育新規利用者、3月31日までの退園予定者は通常の利用調整

(3) 事務の流れ

- ①預かり保育利用者数や確保可能な受入枠などにより意向確認を行うかを各園で判断
- ②【通常の継続利用者に先行】保護者への意向確認により希望者数を把握
- ③【通常の継続利用者に先行】認定申請書・雇用証明書による要件確認
- ④認定要件確認結果を踏まえた園児募集（1号）、利用申請受付（2・3号）
- ⑤システムへの認定入力

(4) スケジュール

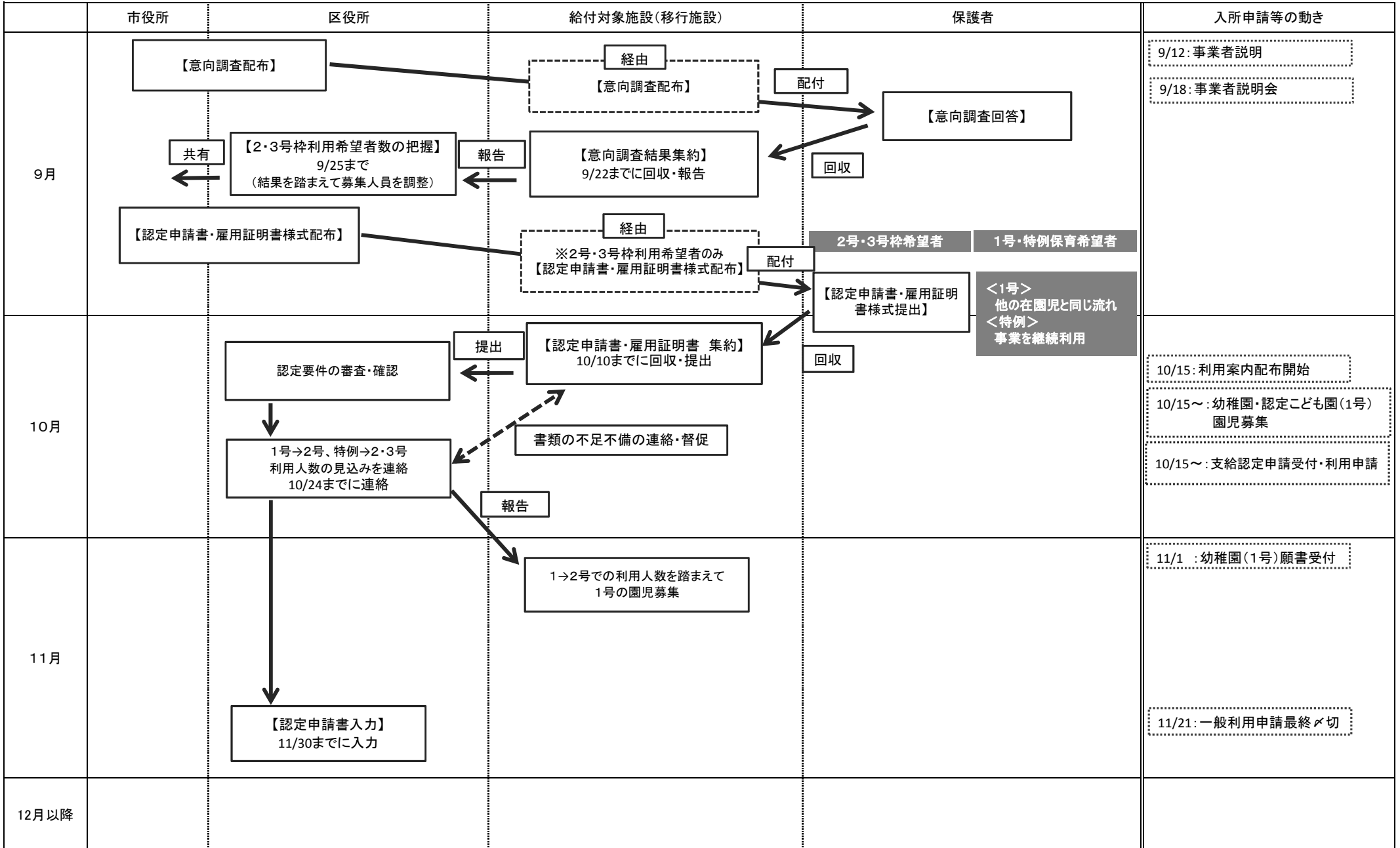
時期	内容	関係者・流れ
9月9日	区への説明	局→区
9月12日	認定こども園（移行予定含む）への説明	局→園
9月12日以降	①2号、3号枠での継続利用に関する保護者意向確認 ②雇用証明書様式配布	局（区と連名） →園→保護者
9月22日	意向結果のとりまとめ、情報提供	保護者→園→区 →局
9月22～ 25日頃	①2・3号利用希望者へ認定申請書(色分け等により区別可能なもの)、雇用証明書の様式配布 ②意向結果を踏まえ2・3号の募集人員を調整（利用者案内の挟み込み資料等に反映）	区→園→保護者 区
10月10日	認定申請書、雇用証明書提出締切	保護者→園→区
10月10日以降	提出書類による認定要件の確認	区
10月15日	利用案内配布開始	
10月24日	認定要件を確認した結果を連絡（1号→2号、特例→2、3号の人員見込み）	区→園→保護者
11月1日	幼稚園園児募集（1号）	
11月中	1号→2号、特例→2、3号児童の認定登録入力	区
12月22日～	一次利用調整バッジ	

※幼稚園利用者のうち、1号+預かり保育での利用を希望した場合や保育要件を満たさない場合は、他の在園児とともに継続利用手続きを行う。

※特例保育利用者のうち、2・3号利用を希望しない場合や保育要件を満たさない場合は、特例保育事業を継続利用する。

(備考)「1号+預かり」や「特例保育」より「2・3号」の方がサービスや利用料等が優位になることが想定される場合

- ・昼食の負担感（1号や特例はお弁当が必須である、又は実費徴収がかかる場合）
- ・延長保育や土曜日に保育を利用する可能性がある
- ・小3までの兄弟がいて幼稚園部分では第二子以降の料金だったが、小4になって第1子扱いになるなど料金に差がなくなる（安くなる）



認定こども園（移行予定含む）設置者 各位

こども青少年局子育て支援課長

子ども・子育て支援新制度の施行に伴う
横浜市私立幼稚園預かり保育事業利用者への意向調査の実施について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より、本市子育て支援事業に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、貴園が子ども・子育て支援新制度における認定こども園に移行するに伴い、児童の保育環境を継続する観点から、横浜市私立幼稚園預かり保育事業を御利用いただいている保護者の方のうち、認定こども園の保育所部分への入所を希望される場合は、継続して利用ができるよう特例を設けることといたします。

特例の実施にあたりましては、平成 27 年 4 月入所に係る入所事務にも影響があるため、保護者の希望と保育所入所要件に該当するかどうかを把握する必要があります。

つきましては、園と区役所で連携していただきながら、標記意向調査を実施し優先入所対象児童数を集約の上、園所在区役所まで御提出をお願いいたします。

また、保育所部分の利用を希望される方には、認定要件の確認書及び雇用証明書を配布し、集約の上、同様にご提出をお願いします。

なお、別添のとおり、現在の利用児童に対する意向調書のひな形を作成しましたので、参考として御使用ください。また、調査票については適宜文言等を調整していただいて構いません。

御多忙の中お手数をおかけいたしますが、実施についてよろしくお願いいたします。

1 添付資料

意向調査用ひな形 ※認定申請書、雇用証明書等の様式は後日配布します。

2 実施時期及び回答締切

(1) 意向調査

実施時期：平成 26 年 9 月 12 日以降

回答締切：園で集約の上「意向調査集計表」を 9 月 22 日までに区に報告

(2) 認定要件確認

回答締切：園で集約の上「認定申請書、雇用証明書等」を 10 月 10 日までに区に提出

※調査後の意向変更について

保育所部分の利用を希望した人数を踏まえて、2・3 号の募集人員を決定しますので、9 月 22 日以降は、幼稚園部分（預かり保育の継続利用）から保育所部分への意向変更はできません。

逆に、保育所部分から幼稚園部分（預かり保育の継続利用）への意向変更があった場合は、速やかに区役所へご連絡ください。

3 提出先

園が所在する区役所 こども家庭支援課まで（郵送、FAX、持ち込みいずれも可）

<問い合わせ>

こども青少年局子育て支援課幼児教育係
馬渕・齋藤

電話 671-2084

E-MAIL : kd-koshien@city.yokohama.jp

<意向調書ひな形データをお送りしますので、
上記アドレスにご連絡をお願いします>

(様式)

平成 26 年 9 月 日

認定こども園の利用に関する意向調査の 実施について（依頼）

<園名>

横浜市型預かり保育事業を利用する保護者の皆様

<園名>

初秋の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、ご存知のとおり、当園は平成 27 年度開始予定の子ども・子育て支援新制度における認定こども園に移行するための手続きを進めております。

現在当園で、横浜市型預かり保育事業をご利用のお子様につきましては、児童の保育環境を継続する観点から、認定こども園の保育所部分への入所を希望される場合に、継続して利用ができるよう特例が設けられました。

一方で、就労時間等の状況やご家庭のご事情などから保育所部分への利用を希望しない方もいらっしゃると思われまます。

そこで、横浜市型預かり保育事業をご利用の保護者の方々に、「保育所部分への優先入所を希望する・希望しない」の意向調査を実施させていただきます。

別紙調査票にご記入の上、9月<22日までに区に提出するための園締切日>日までに<ご担当者名>までご提出ください。

児童一人に対し、一枚の調査票が必要です。

お手数をおかけしますが、よろしく願いいたします。

保育所部分へ優先入所の対象者は、次の①～③の全てに該当する方です。

①横浜型預かり保育事業を利用中の方（平成 26 年 9 月 30 日時点）

②横浜市の保育所の入所要件がある方（平成 26 年 9 月 30 日時点）

③平成 27 年 3 月 31 日まで継続して横浜型預かり保育事業を利用し、4 月以降も在園予定である方（他園への併願や転園を希望しない方）

※ 他の保育所や認定こども園の入所を希望した場合、優先入所の対象とはなりません。

移行先園の利用に関する意向調査票（ひな形）

（平成 26 年 9 月事前調査）

園名

記入日：平成 26 年 月 日

保護者氏名

連絡先

対象児童名： (生年月日： 年 月 日)

【質問】平成 27 年 4 月から、保育所部分への入所を希望しますか？
当てはまる番号に○をつけてください。

- 1 保育所部分の利用を希望する【優先入所の対象】
→認定申請書と雇用証明書を 10 月○日までに提出します
- 2 保育所部分の利用を希望しない
【横浜市型預かり保育事業の継続利用】
- 3 保育所入所要件に該当しない
【横浜市型預かり保育事業の継続利用】

【提出期限】平成 26 年 9 月○日（○）まで

【提出先】<園名 ご担当者名>まで

～次の点について御確認ください。～

- ① この調査は現時点での意向を伺うものです。
- ② 保育所部分の利用を希望する場合は、保育所入所要件に該当するかどうかを確認させていただきます。確認の結果、保育所入所要件に該当しない場合は、保育所部分での利用はできません。横浜市型預かり保育事業を継続利用することになります。
- ③ ご不明な点は、園の担当者まで、御相談ください。

意向調査集計表

園名 (回答者)

1 配付数 : _____ 票

2 回答数 : _____ 票 (回答率 _____ %)

(内訳)

項目	回答数
1 保育所部分の利用を希望する【優先入所の対象】	
2 保育所部分の利用を希望しない 【横浜市型預かり保育事業の継続利用】	
3 保育所入所要件に該当しない 【横浜市型預かり保育事業の継続利用】	

3 未回答・不明 : _____ 票

4 実施年齢別回答数 (「2の回答数」の内訳及び「3未回答・不明」の内訳)

	1歳	2歳	3歳	4歳
2-1の内訳				
2-2の内訳				
2-3の内訳				
3の内訳				
平成27年利用定員				

こ保運第 1739 号
平成 26 年 9 月 12 日

認定こども園設置者 様

こども青少年局保育運営課長

平成 27 年度の保育時間の調査について（依頼）

時下 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます
本市の保育事業について日々御理解・御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、区版の保育所利用案内に各施設の保育時間を掲載しており、今年度は 10 月 15 日から配布することを予定しています。

翌年度の保育時間については、例年、各区こども家庭支援課より確認させていただいていますが、平成 27 年度は制度が変更になることから、今回に限り、別紙 2 の調査票により、調査させていただきます。

つきましては、『別紙 1 子ども・子育て支援新制度における横浜市としての保育時間の考え方について』をお読みいただき、制度の趣旨を御理解いただいた上で、『別紙 2 平成 27 年度の保育時間に関する調査票』に御記入いただき、保育所所在区のこども家庭支援課まで御提出くださいますようお願いいたします。

なお、『意向調査に関する登録票』のなかに保育時間に関する項目がありましたが、保育時間の考え方について別紙 1 のとおり統一いたしましたので、今回改めて調査させていただきます。

また、今回の調査に際して保育時間を変更するにあたっては、『長時間保育所変更承認申請書』をご提出いただく必要はありません。

御不明な点につきましては、下記担当までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

1 依頼内容

平成 27 年 4 月からの保育時間について、別紙 2 の調査票に御記入ください。

※御記入にあたっては、別紙 1 を御覧ください。

2 提出期限

平成 26 年 9 月 19 日（金） ※利用案内配布の都合上、期間が短く申し訳ありません。

3 提出先

各区こども家庭支援課（連絡先は裏面のとおりに）

4 提出方法

郵送、FAX、持ち込み、いずれも可です。

5 送付書類

- ・別紙 1 子ども・子育て支援新制度における横浜市としての保育時間の考え方 1 部
- ・別紙 2 平成 27 年度の保育時間に関する調査票 1 部

横浜市役所こども青少年局
保育運営課運営指導係 森兼・山岡
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
TEL 045-671-3564 FAX045-664-5479

裏面あり

各区こども家庭支援課の連絡先

区名	電話	FAX
鶴見	045-510-1816	045-510-1887
神奈川	045-411-7113	045-324-3702
西	045-320-8472	045-290-3422
中	045-224-8172	045-224-8159
南	045-743-8158	045-714-7989
港南	045-847-8498	045-845-9809
保土ヶ谷	045-334-6397	045-333-6309
旭	045-954-6173	045-951-4683
磯子	045-750-2435	045-750-2540
金沢	045-788-7795	045-788-7794
港北	045-540-2280	045-540-2426
緑	045-930-2331	045-930-2435
青葉	045-978-2428	045-978-2422
都筑	045-948-2463	045-948-2309
戸塚	045-866-8467	045-866-8473
栄	045-894-8463	045-893-3083
泉	045-800-2444	045-800-2513
瀬谷	045-367-5782	045-367-2943

子ども・子育て支援新制度における 横浜市としての保育時間の考え方について

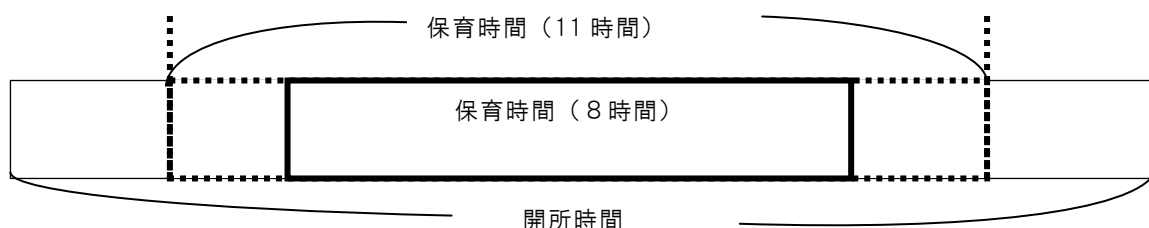
① 横浜市としての保育時間の表記・考え方

保育時間の表記について、本市として次の表記と考え方で統一します。

保育時間(8時間) …… 保育短時間認定の子ども最大の利用可能な時間帯で、現行制度と同様8時間とします。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とします。

保育時間(11時間) …… 保育標準時間認定の子ども最大の利用可能な時間帯で、保育時間(8時間)を含む11時間とします。

開所時間 …… 延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とします。



②-1 時間帯の設定について(平日)

各施設が独自で時間帯を設定します。

保育短時間認定の子ども最大の利用可能な時間帯としての保育時間(8時間)と、保育標準時間認定の子ども最大の利用可能な時間帯としての保育時間(11時間)を確保するため、11時間以上の開所時間を設定していただきます。

なお、現在の入所児童の登降園の状況等を考慮し、現行の原則保育時間等を変更することは可能です。

保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育については、地域のニーズに応じて実施していただくこととなりますが、原則は、現行の開所時間を短縮することがないようにしてください。

延長保育の考え方ですが、

「保育短時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(8時間)を超える前後の時間帯、

「保育標準時間」認定の方は、保育所等が定める保育時間(11時間)を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。(別途、助成及び延長保育の徴収あり。後日提示します)

裏面有り

②-2 時間帯の設定について(土曜日)

土曜日も、原則、平日同様、保育時間(8時間)と保育時間(11時間)の実施をお願いします。

<留意点>

- 保育時間(8時間)や保育時間(11時間)を設定するため、平日と土曜で異なる保育時間を設定することは可とします。その場合は、現在の利用者の不利益にならないよう配慮してください。

例 平日 保育時間(8時間) 8:30~16:30 開所時間 7:30~18:30

⇒土曜 保育時間(8時間) 7:30~15:30 開所時間 7:30~15:30(延長保育なし)

- 現行、土曜日に8時間以上または11時間以上開所している保育所・事業等については、現行どおり開所をお願いします。

<経過措置>

既存園については、これまでの経過から、急な体制整備は困難なことも予測されますので、次のとおり対応をお願いします。

- ・現行、開所時間が8時間未満の施設については、平成27年4月に最低限8時間開所としてください。その後、質改善後の平成29年度までに、段階的に11時間開所となるようにしてください。
- ・現行8時間~11時間開所の施設は、できる限り平成29年度までに11時間開所となるようにしてください。

平成 27 年度の保育時間に関する調査票

認定こども園名	
認定こども園住所	
連絡先Tel	
担当者名	

1 平日の保育時間

	開始時刻	終了時刻
保育時間（8時間）	：	：
保育時間（11時間）	：	：
開所時間	：	：

2 土曜の保育時間

	開始時刻	終了時刻
保育時間（8時間）	：	：
保育時間（11時間）	：	：
開所時間	：	：

※ご記入いただいた保育時間は利用案内に掲載します。

記入上の留意点

- 保育時間（8時間）は、保育短時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯です。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯を記入してください。
- 保育時間（11時間）は、保育標準時間認定の子どもの最大で利用可能な時間帯で、保育時間（8時間）を含む11時間を記入してください。
- 開所時間は、延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯を記入してください。
- 平日と土曜で保育時間・開所時間が異なることは可とします。
- 保育時間の設定は15分刻みにしてください。（0分、15分、30分、45分で設定してください。）
- 原則、現行の開所時間を短くすることはないようお願いします。

＜経過措置＞

- 既存園で、平成27年度すぐに11時間開所が困難な施設については、現時点で可能な開所時間を記入してください。その場合、経過措置として、平成29年度までに段階的に11時間開所とするよう、お願いします。

